

平成29年度若年性認知症支援コーディネーター設置・運営事業委託業務仕様書

1 事業の目的

若年性認知症は、65歳未満のいわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する理解が不足しており、診断される前に症状が進行し、社会生活が困難になるなど、就労継続支援や社会参加支援、居場所づくりなど一人ひとりの状態や変化に応じた様々な支援が必要である。そのため、若年性認知症支援コーディネーターを設置し、連携を通じた総合的な支援を推進することを目的とする。

2 業務の内容

受注者は、次の要件を満たす若年性認知症支援コーディネーターを設置し、下記アからエに掲げる業務を行う。

【要件】

- (1) 資格 保健福祉医療等の分野で、相談・支援等の実務経験がある者で、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、介護支援専門員等の資格を有する者。
- (2) 活動範囲 愛媛県内
- (3) 活動日 原則週2日（相談窓口開設1日・その他の活動1日を想定）
- (4) その他 原則として、先進地での現地研修を実施するなどコーディネーターの活動の資質向上を図ること。

ア 個別相談・支援

活動日のうち、週1回以上決まった曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）に相談窓口を開設し、若年性認知症支援コーディネーター（1名換算。専任の必要はない。複数名による担当可）を配置して、電話、来所、訪問等の方法により若年性認知症の人とその家族等からの相談に対応する。

精神的・社会的・経済的問題の解決援助、社会生活維持継続・就労問題の解決援助などについて、当事者側に寄り添う形で、当事者・家族の相談・支援を行う体制を整え、総合的な当事者支援を行う。

具体的には、社会的・経済的不安に対する相談、各種制度の説明・申請方法・申請窓口の紹介・他機関との調整などを行う。

なお、業務を実施するにあたり、相談者のプライバシーに配慮した相談室と電話を準備すること。

イ 関係機関との連携

医療、介護、福祉、就労等の各分野の支援が提供されるよう認知症又は若年性認知症に関する各種会議等に積極的に参加するなど関係機関との連携強化を図る。

ウ 普及啓発

若年性認知症支援コーディネーターの設置や若年性認知症に関する理解を深めるため、リーフレット等を作成し、関係機関へ配布する。

エ その他

本事業の目的を達成するために取り組みたい事項があれば、積極的に提案を行うこと。

3 対象経費

委託事業に係る対象経費は、上記2に掲げる業務に必要なものとし、その内訳は、報償費、旅費、需用費（消耗品費、資料代）、役務費（電話代、郵便料）、使用料及び賃借料等で構成するものとする。

4 留意事項

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。
- (2) その他詳細については、必要な都度、愛媛県と受託者との協議する。